

## 「土地買取希望の申出」に関する Q&A

| 番号 | Q   | A   |
|----|---|---|
| 1  | 面積要件の判断は、実測面積と公簿面積のどちらによりますか。               | 実測面積になります。ただし、実測面積が不明な場合は、公簿面積になります。                                |
| 2  | 信託受益権の買取りを申し出ることはい可能ですか。                    | 申出が可能なのは、土地の所有権の買取りのみです。信託受益権の買取りを申し出ることはいできません。                    |
| 3  | 共有地の持分権の買取りを申し出ることはい可能ですか。                  | 共有者の一部のみで、その持分権の買取りを申し出ることはいできませんが、共有者全員で、すべての持分権の買取りを申し出ることはい可能です。 |
| 4  | 土地の交換を申し出ることはい可能ですか。                        | 申出が可能なのは土地の買取りのみであり、交換を申し出ることはいできません。                               |
| 5  | 申出対象の土地が複数の市町にまたがっている場合、どの市町に申出書を提出すればよいのか。 | 土地が複数の市町にまたがっている場合は、土地の所在するそれぞれの市町に申出を行う必要があります。                    |